

介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために(骨子)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、必要な時に適切な介護サービスを受けることができ、高齢者を介護する家族が仕事を続けていけるよう、特別養護老人ホームをはじめとする施設サービスや、日常生活圏域における居宅サービスなどの質の確保とサービス基盤の一層の充実が求められます。

また、施設等の基盤整備と併せて、介護の現場で働く人材確保や、高度化する介護ニーズへ対応するための人材育成も喫緊の課題であり、重点的な取り組みが必要となっています。

6 介護サービス基盤の整備

高齢者が適切な介護サービスを受け、高齢者を支える家族も仕事や育児などと介護を両立できるように、サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。とりわけ特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、地域の状況を踏まえつつ、計画的な整備に努めます。

(1) 介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、入所希望者等の状況を的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据え、適切な量の施設整備を継続的に実施します。

併せて、施設の地域バランスや開所時期などを考慮した整備手法についても検討します。

さらに、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進め、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを選択し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えていきます。

また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービスについても、円滑に実施できるよう取り組みます。

主な施策	概要
特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別養護老人ホームの整備 ◆介護老人保健施設の整備 ◆特定施設入居者生活介護の整備
地域密着型サービスの計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症高齢者グループホームの整備 ◆小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備 ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
共生型サービスの円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護支援専門員と障害福祉サービスにおける相談支援専門員との連携の仕組みづくり

【介護サービス基盤整備の目標】

計画期間（平成 30～32 年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

①特別養護老人ホーム

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

H29 年度の状況	H32 年度の状況	整備量
4,542 人分	5,392 人分	850 人分※

※第 7 期の整備量には、第 6 期中に選定した前倒し分（180 人分）を含む。

※第 7 期の整備量のうち一定数については、特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護（ショートステイ）からの転換により整備。

②介護老人保健施設

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

H29 年度の状況	H32 年度の状況	整備量
3,480 人分※	3,580 人分	100 人分

※第 6 期の整備実績には、介護療養型医療施設からの転換分（19 人分）を含む。

③認知症高齢者グループホーム

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

H29 年度の状況	H32 年度の状況	整備量
1,979 人分	2,159 人分	180 人分

④小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

19 の日常生活圏域が未整備となっている状況等を踏まえ、必要数を整備します。

H29 年度の状況	H32 年度の状況	整備量
52 事業所	64 事業所	12 事業所

⑤特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況や利用ニーズ等を踏まえ、必要数を整備します。

H29 年度の状況	H32 年度の状況	整備量
2,516 人分	2,816 人分	300 人分

⑥介護医療院

平成 30 年度から創設される介護医療院については、新規整備は行いませんが、医療療養病床からの転換が想定されます。

なお、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う利用定員の増加分は、上記の計画数には含めていません。

7 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体などと連携した積極的な人材確保のための取り組みや、質の高いサービスを提供できる人材の育成支援を進めます。

また、介護従事者の負担軽減に向け、ICTの活用支援などの取り組みを進めます。

(1) サービスを担う人材の確保

職員の処遇改善、省力化に向けた検討、職場環境の向上など、事業所の介護人材確保に向けた取り組みへの支援を強化していきます。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力について中長期的な啓発を継続して行います。

さらに、看護師や介護関係の免許・資格等を持っていながら就業していない方に対して、関係団体を通じた働き掛けを行うなど、有資格者の就業につながる効果的な取り組みを進めていきます。

主な施策	概要
職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 処遇改善加算の適切な運用の確保 ◆ 業務実態に即した適切な介護報酬水準確保についての国への働き掛け ◆ 事業所への指導監査等を通じた職員の勤務実態・職場環境の把握と適切な指導・助言の実施 ◆ 職員の定着を図るための手法（意欲向上、メンタルヘルス等）に関する事業者との情報交換や研修の機会の確保
事業者の介護人材確保に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者関係団体等が主催する合同就職説明会への参加・協力 ◆ 関係機関や経済団体等と連携した取り組みの推進（合同企業説明会への参加・協力等） ◆ 関係団体等と連携した介護関連職種のイメージアップにつながる広報・啓発の実施 ◆ 介護関連職種の求人に関する情報発信への協力 ◆ E P A（経済連携協定）、技能実習制度等による外国人介護労働者の活用に向けた支援策の検討
若い世代の職業意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校向け介護講座の実施 ◆ 中学生における職場体験活動への事業所の参加促進 ◆ 介護関連職種の養成機関（大学、専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力 ◆ 若い世代を対象とした広報・啓発の展開
介護に関する専門知識・技能の習得に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関等と連携した取り組みの推進（県指定の研修機関による介護職員初任者研修・介護職員基礎研修・訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修等の周知への協力）

有資格者への働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ◆県看護協会等と連携した未就業の看護師への就業の働き掛け ◆専門職の関係団体等と連携した未就業の資格保有者（介護福祉士等）への就業の働き掛け ◆勤務形態の多様化など有資格者が就業しやすくなるための環境整備の促進
介護従事者の負担軽減等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ICTの活用による生産性向上、介護職員の事務負担軽減の支援 ◆介護ロボットの活用による介護職員の負担軽減の支援

（２）質の高いサービスを提供できる人材の確保

介護職員や介護支援専門員・地域包括支援センター職員などを対象とした研修を実施し、職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等に関する内容を研修で取り上げていくことで、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の確保につなげます。

また、介護職員が将来への展望を持って介護現場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みも促進していきます。

主な施策	概要
介護人材の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の充実 ◆地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施 ◆介護職員等を対象とした研修の実施・充実（医療依存度の高い重度の要介護者や多職種連携、看取り等に関する研修内容の検討・実施） ◆認知症介護指導者養成研修の実施（再掲） ◆認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施（再掲） ◆認知症介護実践者研修、実践リーダー研修の実施（再掲） ◆ユニットケア研修の実施 ◆介護職スキルアップ研修への参加促進 ◆小規模事業所における人材育成への支援・協力
キャリアパスの確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護事業者におけるキャリアパスの仕組みの導入状況の把握 ◆キャリアパスの確立に向けた事業者関係団体等との協議・検討 ◆キャリアパスに関する事業者との情報交換や研修の機会の確保